

令和6年2月定例会

教育産業委員会資料

(観光文化スポーツ部)



秋田市立千秋美術館条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 年間観覧料とは、<u>納付をした日から起算して1年の間</u>、備考の1および備考の3の規定による美術作品等の展示を観覧することができる観覧料をいう。</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 年間観覧料とは、<u>4月1日から翌年の3月31日までの期間</u>、備考の1および備考の3の規定による美術作品等の展示を観覧することができる観覧料をいう。</p>

## 秋田市文化財保存活用地域計画（最終案）について

### 1 計画の概要

#### (1) 趣旨

本市における文化財の保存活用に関して中長期的に取り組む総合的な計画として、文化財保護法に基づき策定するもの

#### (2) 計画期間

令和6年度から令和15年度まで（10年間）

#### (3) 計画の基本理念

「秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ～足もとの歴史文化を次世代へ～」

#### (4) 計画の特徴

- ・本市の歴史特性を踏まえた計画
- ・指定、未指定に関わらず文化財を幅広く捉えた計画
- ・教育、まちづくり、観光分野との連携を重視した計画

#### (5) 計画期間中の取組

「歴史や文化をいかした観光の推進」・「子ども向けの体験講座等の充実」をはじめとした58の取組みを推進する。

### 2 最終案（別紙）

### 3 これまでの経緯と今後のスケジュール

5年12月	・教育産業委員会、教育委員会、文化財保存活用地域計画策定協議会等に原案を説明、意見聴取 ・パブリックコメントの実施 ※意見の総数は39件。主に文言についての意見であり、最終案で修正済み。
6年1月	策定協議会を開催
3月	・教育産業委員会、教育委員会、策定協議会等に最終案を報告 ・市長決裁により策定
4月	文化庁に提出
7月	文化庁による認定見込み
認定後	ホームページに掲載、印刷製本し関係者に配布

## 新県立体育館の整備について

### 1 県の状況

- ・ 3月1日：実施方針・要求水準書（案）公表
- ・ 4月以降：民間等の意見も踏まえて変更・公表（随時）

### 2 県との協議状況

市から以下の項目について、県に要請し協議を行っている。

項目		要請
1	残すべき丘の面積	現状の丘を2分の1以上残すこととし、新たに整備する緑地と合わせ、7,000㎡以上の面積を確保することを要求水準書に盛り込むこと。
2	緑地・公園機能の整備	計画地内にある丘が、イベントやピクニック等の憩いの場として親しまれていることを踏まえ、現状と同等以上の機能を有し、八橋運動公園のシンボルとしての機能、景観への配慮を要求水準書に盛り込むこと。
3	公園内の周遊性の確保	新県立体育館により陸上競技場と丘・緑地が分断されないように公園内の周遊性に配慮すること。
4	駐車場の確保	Jリーグが秋春制に移行し、ブラウブリッツ秋田、秋田ノーザンハピネッツの試合が同日開催となる回数増加などを踏まえ、一層の駐車場の整備、確保を図ること。
5	駐車場の運営	県駐車場の有料化に伴い、様々な課題が生じることから、無料化も含め対策を検討すること。
6	ロータリー	利用者や周辺の通行人の安全に十分配慮した配置、運営とすること。